

2 - (12) 賛助会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第53条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする法人または個人とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(賛助会員種別)

第4条 賛助会員の種別は、法人会員と個人会員とする。

(加 入)

第5条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(注) 加入金を徴する組合にあつては、第3項として次の規定を加えること。

3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

(会 費)

第6条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

2 法人会費の額は、1口10,000円とし、5口以上を負担するものとし、上限30口とし本組合と協議のうえ決定するものとする。

3 個人会員の額は、1口10,000円とし、1口以上を負担するものとし、上限30口とし本組合と協議のうえ決定するものとする。

(脱 退)

第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

(除 名)

第8条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員

- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。